

川島町議会災害対策会議設置要綱

(令和2年3月25日議会 訓令第1号)

(趣旨)

第1条 この要綱は、川島町議会災害対策会議（以下「議会災害対策会議」という。）の設置に関し、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 町議会は、大規模な地震や風水害等の災害により川島町災害対策本部（以下「町本部」という。）が設置された場合、これと連携するために議会災害対策会議を設置することができる。

2 議長は、議会災害対策会議が設置されたときは、議員及び町本部にその旨を通知する。

(組織構成)

第3条 議会災害対策会議は、全議員をもって構成する。

2 議長は、議会災害対策会議を総括し、議員を指揮監督する。

3 副議長は、議長を補佐し、議長に事故あるときは、その職務を代理する。

4 議長は、必要に応じて議員を招集することができる。

(所掌事務)

第4条 議会災害対策会議は、次に掲げる事務を所掌する。

(1) 議員の安否確認を行うこと。

(2) 災害等の各種情報を議員及び町本部から収集・整理し、必要に応じて議員及び町本部に情報を提供して連携を図ること。

(3) その他議長が必要と認める事項に関すること。

(対応方針)

第5条 議会災害対策会議は、別に定める川島町議会災害対応方針に従って、所掌事務を遂行する。

(事務局)

第6条 議会災害対策会議の庶務は、町議会事務局がこれを担う。

(補足)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 川島町議会における災害対策要領(平成 2 5 年 2 月 2 5 日議会訓令第 1 号。以下「要領」という。)は、令和 2 年 3 月 3 1 日をもって廃止する。
- 3 要領第 6 条の規定による活動の議員派遣の件については、なおその効力を有する。